

地球温暖化対策適応策の検討について

1 国の適応計画の策定

政府は、気候変動による様々な影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年11月27日、「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定し公表した。

＜策定までの経緯＞

- ・平成25年7月 「中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会」を設置
- ・平成26年3月 「日本における気候変動による将来影響の報告と今後の課題について（中間報告）」を取りまとめ
- ・平成25年度 環境省が「気候変動適応計画のあり方検討会」を設置
(平成25年度4回、26年度3回開催)
- ・平成27年3月 中央環境審議会より環境大臣に対し「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」を意見具申
- ・平成27年8月6日 農林水産省が適応計画を決定・公表
- ・平成27年9月 「気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議」を開催
- ・平成27年10月23日～11月6日 「気候変動の影響への適応計画（案）」のパブリックコメント実施
- ・平成27年11月27日 国土交通省が適応計画を公表
政府全体の「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定、公表

(1) 地域での適応の推進について

国の適応計画においては、気候変動の影響の内容や規模及びそれに対する脆弱性は、地域特性（気候条件、地理的条件、社会経済条件等）によって大きく異なり、早急に対応を要する分野等も地域特性によって異なることから、地方公共団体における気候変動の影響評価の実施や適応計画の策定・実施を促進する必要があるとされた。

＜地域での適応の推進に関する施策＞

○モデル事業の実施

事業名：「平成27年度地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定支援事業」

支援内容：気候変動に係る影響評価、適応計画の策定等

*具体的な支援内容は、各地方公共団体の希望を踏まえて環境省と協議の上、地方公共団体ごとに設定

(支援内容の例)

・文献調査、他の地方公共団体の事例調査などの情報収集

- ・影響評価を実施する際の技術的助言
- ・有識者の紹介

○ガイドラインの策定

モデル事業を通じて得られた知見をもとに、適応計画の策定手順や課題等を整理したガイドラインを策定する。

- * 平成28年2～3月に、ガイドライン骨子（案）が提示される見込み

○気候変動適応情報にかかるプラットフォームの構築

地域が必要とする様々なデータ・情報にアクセス可能とし、地方公共団体が活用しやすい形で情報提供

- * プラットフォーム構築のための事務局の立ち上げを平成28年夏に予定

○支援ツールの開発等

地方公共団体の影響評価や適応計画の立案を容易化する支援ツールの開発・運用、優良事例の収集・整理・集計

2 本県における適応策の策定について

(1) 実行計画への位置づけ

「地球温暖化対策実行計画」（平成26年3月改定）に、適応策の検討を明記

本県の特徴として、夏の暑さの厳しさがあることから、県民生活や農作物への影響、夏の暑さ対策について積極的に取り組むこととし、具体的な検討を進めることとした。

(2) これまでの取り組み

ア 庁内調査の実施（平成27年1月）

県が実施する温暖化対策に関する既存施策等を適応の観点から洗い出し、とりまとめ

イ 「地球温暖化に関するアンケート」の実施（平成27年9月）

県民が地球温暖化についてどのように感じているかを把握し、県の施策の参考とするため県政モニターを対象に実施

(3) 適応策策定に向けた取り組み（予定）

[課題]

- ① 国の適応計画は示されたものの、県計画の具体的な策定手順等が不明で、策定に向けた具体的取組をどう進めていくべきか明かでない。

- ② 県レベルでの気候変動予測に関するデータが乏しく、地域の気候変動影響に応じた適応計画の立案が困難。

[当面の取り組み]

- 国の支援策、他県の取組状況等を踏まえながら、県計画策定に向けて関係課と協議を進める。

- 農業分野における高温障害、熱中症対策などの既に適応に向けた取り組みが先行している分野を中心に、各部局において取り組みを進め、県の適応計画としては、各分野の検討状況を見据え、段階的な整備を図っていく。

気候変動の影響への適応計画について (概要)

平成27年11月27日
閣議決定

(気候変動の影響への適応を計画的かつ総合的に進めるため、政府として初の適応計画を策定するもの)

- IPCC第5次評価報告書によれば、温室効果ガスの削減を進めても世界の平均気温が上昇すると予測
- 気候変動の影響に対処するためには、「適応」を進めることが必要
- 平成27年3月に中央環境審議会が気候変動影響評価報告書を取りまとめ(意見具申)
- 我が国の気候変動【現状】 年平均気温は100年あたり1.14°C上昇、日降水量100mm以上の日数が増加傾向
- 【将来予測】 厳しい温暖化対策をとった場合 : 平均1.1°C(0.5~1.7°C)上昇
- 温室効果ガスの排出量が非常に多い場合 : 平均4.4°C(3.4~5.4°C)上昇 ※20世紀末と21世紀末を比較

<基本的考え方(第1部)>

■目指すべき社会の姿

- 気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築

■基本戦略

- (1) 政府施策への適応の組み込み
- (2) 科学的知見の充実
- (3) 気候リスク情報等の共有と提供を通じ理解と協力の促進

(4) 地域での適応の推進

- (5) 国際協力・貢献の推進

■対象期間

- 21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむね10年間における基本的方向を示す。

■基本的な進め方

- 観測・監視や予測を行い、気候変動影響評価を実施し、その結果を踏まえ適応策の検討・実施を行い、進捗状況を把握し、必要に応じ見直す。このサイクルを繰り返し行う。
- おおむね5年程度を目途に気候変動影響評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。

<分野別施策(第2部)>

■農業、森林・林業、水産業

- 影響: 高温による一等米比率の低下や、りんご等の着色不良等
- 適応策: 水稲の高温耐性品種の開発・普及、果樹の優良着色系品種等への転換等

■水環境・水資源

- 影響: 水温、水質の変化、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加等
- 適応策: 湖沼への流入負荷量低減対策の推進、渇水対応タイムラインの作成の促進等

■自然生態系

- 影響: 気温上昇や融雪時期の早期化等による植生分布の変化、野生鳥獣分布拡大等
- 適応策: モニタリングによる生態系と種の変化の把握、気候変動への順応性の高い健全な生態系の保全と回復等

■自然災害・沿岸域

- 影響: 大雨や台風の増加による水害、土砂災害、高潮災害の頻発化・激甚化等
- 適応策: 施設の着実な整備、設備の維持管理・更新、災害リスクを考慮したまちづくりの推進、ハザードマップや避難行動計画策定の推進等

■健康

- 影響: 熱中症増加、感染症媒介動物分布可能域の拡大等
- 適応策: 予防・対処法の普及啓発等

■産業・経済活動

- 影響: 企業の生産活動、レジャーへの影響、保険損害増加等
- 適応策: 官民連携による事業者における取組促進、適応技術の開発促進等

■国民生活・都市生活

- 影響: インフラ・ライフラインへの被害等
- 適応策: 物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設における防災機能の強化等

<基盤的・国際的施策(第3部)>

■観測・監視、調査・研究

- 地上観測、船舶、航空機、衛星等の観測体制充実
- モデル技術やシミュレーション技術の高度化等

■気候リスク情報等の共有と提供

- 気候変動適応情報にかかるプラットフォームの検討等

■地域での適応の推進

- 地方公共団体における気候変動影響評価や適応計画策定を支援するモデル事業実施、得られた成果の他の地方公共団体への展開等

■国際的施策

- 開発途上国への支援(気候変動影響評価や適応計画策定への協力等)
- アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)等の国際ネットワークを通じた人材育成等への貢献等